

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の実施状況 (妨害行為について)

妨害行為への対応について（第13～16条）

- 水産庁は、捕鯨業の現場（母船・鯨体処理場等）へ水産庁監督員を派遣。水産庁監督員、捕鯨業者等から入手した妨害行為に関する情報を担当省庁等へ提供し、対応を依頼。
- 南極海鯨類資源調査前に関係省庁が連携し、妨害対策等を確認。なお、南極海での調査捕鯨（2019年まで実施）に対する反捕鯨団体による危険な妨害活動に関し、関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣、海上保安官の乗船、関係国への働きかけ等の対策を実施。
- 捕鯨業等への妨害行為等（外国人によるものを含む）に関して、関係行政機関が情報共有・連携し、法令に基づき対応。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元（2019）年12月改正）（抄）

（妨害行為への対応等のための支援）

第十三条 政府は、鯨類科学調査を実施する者又は捕鯨業者が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等）

第十四条 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員（以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という。）又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施又は捕鯨業の操業に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

（妨害行為への対応のための関係行政機関の情報共有）

第十五条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、必要に応じ、鯨類科学調査又は捕鯨業に係る船舶の乗組員（前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。）その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報の共有は、想定される妨害行為の類型ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査又は捕鯨業に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施し、及び捕鯨業が円滑に実施されるようにする観点からできる限り具体的に行われるものとする。

（妨害行為への対応等のためのその他の措置）

第十六条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生の防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。